

築川のダムと自然を考える市民ネットワーク
世話人 各位

岩手県知事 達増拓也

「申し入れ書（築川ダム建設事業について）」への回答について

平素より、県が実施する公共事業の推進につきましては、格別のご理解を賜り御礼申し上げます。

さて、2009 年 11 月 19 日付けで申し入れのありました「申し入れ書（築川ダム建設事業について）」について、下記のとおり回答します。

記

（申し入れ内容）

県自らの判断において築川ダム建設事業を一時休止し、抜本的な見直しを行うことを求めます。

（県の考え方）

1. 治水対策の基本的な考え方について

洪水から県民の生命財産を守るとともに、県土の保全を図ることは県行政の根幹的な責務の一つであり、それぞれの河川について沿川の土地利用等地域の特性を勘案した治水対策として、「ダムによる洪水調節」を行う手法は「河川改修等」と同様に有効な対策であると考えています。

2. 築川の治水対策について

河川整備計画（H20 年策定）では、流域の人口、資産、沿川の土地利用状況及び県内主要河川のバランスを考慮して治水安全度を 100 年確率とし、「ダムと河川改修との組み合わせ」で治水対策を行うこととしています。

築川の北上川合流点から上流約 4 km までの区間は既に河川改修が完了しており、現況で概ね 10 年確率の治水安全度の流下能力を有しています。

「河川改修単独」で行う場合には、改修区間の沢田地点では川幅を約 30m から約 60m と約 2 倍に拡幅することが必要となり、家屋移転等が約 116 戸となる等、事業費が割高になることや土地利用の面で沿川に大きな影響を与えることとなります。

従って、「ダムと河川改修との組み合わせ」で治水対策を行うことが、社会的経済的に最適であると判断しています。

3. ダム建設による環境への影響について

県条例に準じた環境影響評価を行った結果、水質等への影響は少ないと判断しています。

4. 今後の進め方について

「政策等の評価に関する条例」に基づきまして平成 17 年度に再評価を実施し、大規模事業評価専門委員会から事業を継続とした県の評価は妥当であるとの答申をいただいて事業を進めております。

前回評価から 5 年が経過したことから、来年度、再評価を実施する予定としています。

5. 利水について

盛岡市や矢巾町の水道用水は、将来にわたって水道水の安定供給を保持する必要があることから、築川ダムに新たな水源（合計 5000 m³/日）を確保することとしていると聞いています。